

令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

受給者	個人番号（または基礎年金番号）	年金コード

*基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

機構
使用欄

提出年月日	令和 年 月 日
-------	----------

A 受給者

フリガナ			
氏名			
住所	1 本人障害 （該当なしの場合は記入不要） 1. 普通障害 2. 特別障害		
電話番号	2 寡婦・寡夫 （該当なしの場合は記入不要） 1. 寡婦 2. 特別寡婦 3. 寡夫 （女性） （女性） （男性）		
生年月日	3 本人所得 （該当なしの場合は記入不要） 年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に○をしてください。		

B 控除対象となる配偶者

4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5	配偶者の区分	6	配偶者障害 該当なしの場合は記入不要	7	同居・別居 の区分
フリガナ		配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方 上記以外の方は、「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。（収入がない方はゼロを記入） 万円	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居			
氏名							
続柄	1. 夫 2. 妻						
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日		8	配偶者老人区分	2. 老人		
個人番号（マイナンバー）				配偶者の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当			

C 扶養親族（3人目以降は裏面にご記入ください）

9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄	10	特定・老人の種別	11	障害 該当なしの場合は記入不要	12	同居・別居 の区分	13	年間所得 の見積額
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超				
氏名										
個人番号（マイナンバー）										
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超				
氏名										
個人番号（マイナンバー）										

C 扶養親族（続き）

9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※		続柄	10 生年月日 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・ 別居の 区分	13 年間所得 の見積額
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 特定 2. 老人			

D 摘要欄

14

摘要

個人番号（マイナンバー）について

- ・ 番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・ 記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・ 記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

（年金の支払者）

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001